

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第57号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、茨城県病院局会計規程（平成18年病院事業管理規程第21号）及び入札心得（平成18年茨城県病院局告示第2号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、茨城県病院局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ入札書を提出すること。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調達物品名 | A重油 JIS1種1号 【共同購入】 |
| (2) 予定数量 | ① 茨城県立中央病院 200キロリットル
② 茨城県立こども病院 100キロリットル
計 300キロリットル |
| (3) 納入期間 | 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで |
| (4) 納入場所 | ① 茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院内
本館及びがんセンター用オイルタンク、救急センター非常用発電装置用オイルタンク
② 茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 茨城県立こども病院内
1号棟用オイルタンク、2号棟用オイルタンク |

2 入札参加者に必要な資格等

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等入札参加者資格があること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した物品調達の規格（仕様書）に適した物品及び数量又は条件等に適合する者であること。

入札参加者が証明すべき事項	書 類 名
物品調達の品質及び供給を証明すること	供給証明書（別紙様式１）
配送計画が整っていること	配送計画書（別紙様式２）

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 入札の方法

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書、別添単価契約書(案)及び茨城県病院局会計規程及び入札心得を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札等について疑義がある場合は、入札参加者又はその代理人に対して説明を求めることができる。ただし、入札後入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書の提出は持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所及び開札の場所（以下「入札場」という。）並びに開札の日時
（入札場） 茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院 本館大会議室
（開札日時） 令和 7 年 6 月 25 日（水）午前10時30分
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式 4）を提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印。
 - ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、委任状を事前に提出しなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (10) 入札金額は、1 キロリットル当たりの単価を記載するものとし、調達物品の納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。
- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 発注者が入札参加者又はその代理人が提出した書類に基づき、開札日の前日までに入札公告及び当入札説明書において指定した特質等との適合性があると判断した場合のみ当該入札書を落札決定の対象とする。
- (13) 入札公告により、資格審査要項に基づき物品調達等競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、当競争入札参加資格審査を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る入札資格審査が開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (15) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員以外の者は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (18) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

4 不公正な入札

- (1) 公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合には、当該入札者の入札を無効とする。
- (2) 前記(1)に該当する入札を行った者は、再度入札する資格がないものとみなし、かつ、当該入札者の氏名を公表するものとする。

5 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当する者は、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他確認されたものを除く。）
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者とする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

7 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、14の照会先へ持参又郵送により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

8 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書は3通に記名して押印し、各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約事項

別添単価契約書（案）のとおり

13 その他

- (1) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (3) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。

14 本件調達に関しての照会先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話：0296-77-1121 内線：2026

FAX：0296-77-2886

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

令和 年 月 日

一般競争入札参加資格確認申請書

茨城県立中央病院長 殿

住 所

名称又は商号

代表者職氏名

(連絡先) 電 話：

F A X：

令和 7 年 5 月 15 日付けで公告のあった下記の物品調達に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告のあった調達物品名
A重油 JIS 1 種 1 号【共同購入】
- 2 物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No. _____
- 3 添付書類
 - (1) 供給証明書
 - (2) 配送計画書
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
 - (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないことを証する書類（誓約書）

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

様式第 1 号

令和 年 月 日

供 給 証 明 書

茨城県立中央病院長 殿

所 在 地 _____

名称又は商号 _____

代表者の氏名 _____

茨城県立中央病院におけるA重油（JIS 1 種 1 号）【共同購入】の一般競争入札において、下記の入札業者が落札し、契約を締結した場合は、下記により契約予定数の供給が可能であることを証明します。

記

1 品 名 A重油（JIS 1 種 1 号）【共同購入】

2 予定数量	茨城県立中央病院	200キロリットル
	茨城県立こども病院	100キロリットル
	計	300キロリットル

3 納入期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

4 特 約 店 所 在 地 _____

名称又は商号 _____

代表者の氏名 _____

連絡先
連絡先

令和 年 月 日

代表者の氏名 _____

油槽所名称	
所 在 地	
タンク容量	(キロリットル × 基) (キロリットル × 基)
重油配送用タンクローリー車の配置台数	(キロリットル車 × 台) (キロリットル車 × 台) (キロリットル車 × 台)
当該油槽所から茨城県立中央病院までの 所要時間及び距離	(所要時間) (距離) 約_____時間_____分 約_____ k m
当該油槽所から茨城県立こども病院までの 所要時間及び距離	(所要時間) (距離) 約_____時間_____分 約_____ k m

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

様式第3号

令和 年 月 日

委 任 状

茨城県立中央病院長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

1 代理人 住 所
商号又は名称
氏 名

2 委任事項

件 名 A重油（JIS1種1号） 【共同購入】

執行年月日 令和7年6月25日

上記の入札案件に関する次の権限

- (1) 入札書及び見積書の提出
- (2) 上記各項を行うに必要な事項

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

様式第 4 号

令和 年 月 日

入 札 （ 見 積 ） 書

茨城県立中央病院長 殿

住所又は所在地 _____

名称又は商号 _____

代 表 者 氏 名 _____

代 理 人 氏 名 _____

茨城県病院局会計規程、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、入札説明書及び仕様書を遵守し、下記のとおり入札（見積り）します。

記

金						円
---	--	--	--	--	--	---

品 名	A重油（JIS 1 種 1 号） 【共同購入】 <u>1 キロリットル当たりの単価</u>
-----	--

（注意事項）

- 入札金額は、1 キロリットルあたりの単価を記載（円単位まで）すること。
また、金額の前に「¥」の符号を付すこと。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。
- 入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

本件責任者：氏名 担 当 者：氏名	連絡先 連絡先
----------------------	------------

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

単 価 契 約 書 (案)

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と茨城県立こども病院（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、A重油を丙が甲及び乙に供給し、甲及び乙が買い受けることについて次のとおり契約する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品 名 A重油（JIS 1 種 1 号）【共同購入】
- (2) 単 価 1キロリットル当たり 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 契 約 期 間 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 納 入 場 所 甲の納入場所
茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院
乙の納入場所
茨城県水戸市双葉台3丁目3-1
茨城県立こども病院
- (5) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（納入方法）

第2条 丙は、第1条第3号の契約期間中、甲及び乙の発注あるごとに、そのつど指定する日時までに現品を納入するものとする。この場合、丙は、直ちに納品書をもってその旨を通知するものとする。
2 丙は、現品を納品した場合には、元売りからの試験成績表（代表性状表）1通を、納品する月初めごとに、甲及び乙に提出するものとする。

（検査）

第3条 甲及び乙は、前条の通知を受けたときは、直ちに丙の立ち会いのもとに検査を行う。
2 検査の結果不良品があるときは、丙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲及び乙の指定する日時までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて丙の負担とする。

（代金支払い）

第5条 丙は、検査が完了し、甲及び乙が現品を受領した後、甲又は乙毎に1か月分を取りまとめ、甲並び乙に請求するものとし、甲及び乙は、丙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（端数処理）

第6条 代金の請求において、消費税相当額を加えた額に1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

（履行遅滞）

第7条 丙の責により甲及び乙の指定する期日までに納入しない場合は、契約金額又は未履行部分に相当する金額に、政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の

規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利息を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（取替え）

第 8 条 契約履行後であっても、材料に契約の内容に適合しないものが発見された場合は、丙は無償でこれを取替えるものとする。

（事情変更）

第 9 条 この契約締結後において、市場価格等に変動があった場合は、甲乙丙協議のうえ、単価契約の変更を行うことができるものとする。

（災害時の対応）

第 10 条 丙は、災害時において、甲及び乙が必要な燃料を可能な限り確保することとし、優先的に供給することとする。

（契約の解除）

第 11 条 甲及び乙は、丙がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 12 条 前条の規定により契約が解除され甲及び乙に損害が生じたときは、丙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により丙に生じた損害については、その責めを負わない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第 13 条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲及び乙の承認を受けた場合にあっては、この限りではない。

（協議）

第 14 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第 15 条 乙は、組織又は集団威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について甲に対する報告を行わなければならない。

令和 年 月 日

乙 茨城県水戸市双葉台3丁目3-1
茨城県立こども病院
病院長 新井 順一 (印)